

令和2年度 第1回 浜松市発達障害者支援地域協議会

議事録（抄録）

日時	令和2年8月24日(月)19:00~21:05	場所	浜松市役所 北館1階101会議室
出席者 (29名)	委員 (10名)	大場義貴委員、平野浩一委員、岩城貴美枝委員、藤田梓委員、松本知子委員、小出隆司委員、浅井陽子委員、鈴木厚志委員、岩附祥子委員、内山敏委員	
	事務局 (16名)	こども家庭部長、こども家庭部次長兼子育て支援課長、 幼児教育・保育課長、幼児教育・保育課幼児教育指導担当課長、 次世代育成課長、児童相談所長、障害保健福祉課長、健康増進課長、 健康増進課グループ長、 産業部産業総務課雇用・労政担当課長、 学校教育部教育総務課 学校・地域連携担当課長、 学校教育部指導課 教育総合支援担当課長 子育て支援課長補佐、子育て支援課グループ長 他1名	
配布物	次第、席次表、第1回浜松市発達障害者支援地域協議会資料、部会報告（資料1）		

次第1. 開会

○司会より

委員13名中10名の出席があり、浜松市発達障害者支援地域協議会 設置要綱第5条第2項に基づき、委員の半数以上の出席により会議の成立を報告。

次第2. 委員の紹介

○司会より

今年度新たに委員に就任された委員の紹介。他の委員の方々は名簿と座席表にて紹介。

次第3. こども家庭部長挨拶

○事務局

本年4月より、こども家庭部長交代。浜松市も長年発達障害者支援に取り組んでいるが、簡単に解決する問題ではなく、また、新型コロナウイルスの感染がこのように拡大してきている状況の中で、発達障害に限らず障害をお持ちの方全般への支援が難しくなっていると感じる。このような時代においても発達障害のある方への支援が切れ目なく少しでも充実したものとなるよう、各分野の方々が、積極的に情報交換していただき、ご意見をいただきますようお願いいたします。

次第4. 委員長互選

会議の目的の再確認。(参考) 発達障害者支援地域協議会資料3ページ

第1条として、『本市における施策を円滑に推進するため、地域における支援体制に関する課題について情報共有し、地域実情に応じた体制の整備について協議する』ために、本協議会が設置された。委員には、第2条より、本協議会の中で各課が報告する支援の推進体制等について、専門的知見から助言等をお願いしたい。事務局は委員からいただいた助言等を関係部署に持ち帰り、今後の事業の参考としていく。

協議会設置の目的として、発達障害者支援センターの活動状況の検証も含むため、今回よりセンターの活動内容・実績を報告する時間を設ける。

次第5. 議事（令和元年度の各課の事業報告）

○事務局

・資料5ページ <1>「4. 発達支援広場（たんぼぼ広場）の充実」

利用児数は実661名、延べ7,622名。平成30年度と比較しての減少は、令和元年度は新型コロナウイルスの流行により、2月28日から3月24日まで1ヶ月間、事業として休止したためと分析している。

・資料6ページ <1>「5. 子育て支援ひろばの充実」

利用児数は実13,484名、延べ99,348名。発達支援広場同様、実績の減少はコロナウイルスの関係で約1ヶ月事業を休止した影響と考えている。

来年度新たな事業者を選ぶ時期になっており、今年度はプロポーザルを実施中。発達支援のプログラムAの職員配置について、専門職つまり心理士の必置規定とする。

また、プログラムBの内容についても見直しをはかる。

・資料7ページ <2>「1. はまずくファイルの活用」

今年度から利便性のため、リングファイル形式に変更。

今後、はまずくファイル自体どうするかを検討を進める。

<2>「4. はまずくQ&Aサイト」

閲覧数は延べ428,042件であり、前年度に比べ閲覧数は5倍増。様々な機会でサイトの情報提供をしてきたことが理由と考えている。

○事務局

・資料9ページ <3>「1. 園長研修」

昨年度8月に実施し、190名が参加。今年度は、新型コロナウイルスの関係で、開催方法を検討中。

・資料9ページ <3>「2. 基幹的職員研修」

資料の令和元年度の実施回数6回を4回に訂正。

令和元年度から令和6年度までの6年計画で実施している。

・資料11ページ <4>「3. 市立幼稚園 発達支援の部屋」

発達支援の場であり、6園で実施している。

昨年度116人が利用。今年度は現時点で80名が利用している。

○事務局

・資料13ページ <4>「10. 通信制・サポート校の現状把握」

合同相談会での相談件数は83件で前年より15件増えている状況。合同相談会では通信制高校・サポート校9校が、また研修会には5校が参加した。今年度はコロナの影響で研修会等が中止の状況。合同相談会は10月3日土曜日に浜北文化センターにおいて開催予定。

青少年支援体験活動には昨年度相談4件、実施1件。直接通信制高校・サポート校に出向き説明し、関係強化に努めている。

・資料13ページ <4>「12. 若者相談支援窓口『わかば』」

電話相談255件、メール相談54件、SNS相談201件昨年11月からメール相談を開始し、期間限定ではあるが、SNSのLINE相談を実施した。LINE相談は本人からの相談が全体の9割を占めた。令和2年度はSNS・LINEを活用した相談について年2回、夏休み・冬休み期間を使い59日間実施する。

○事務局

・資料10ページ <3>「11. 児童養護施設職員への研修」

全9回ペアレントトレーニングの実習形式で研修実施し、受講者の実績は昨年同様。

今後も計画的に継続実施予定。

○事務局

・資料10ページ <3>「10. 発達障害者就労フォローアップ事業」

5事業所に対して実施。2月のスキルアップ研修は新型コロナウイルス感染拡大のため中止。

・資料11ページ <4>「1. 療育の場の拡充」

令和元年度は34事業所、523名の方に対して年5回開催。6回目以降は開催せず。

今後も2か月に1回、児童発達支援事業所等連絡会等を開催予定。

・資料11ページ <4> 「2. 保育所等巡回支援（園支援）」

実質148園、延べ376回実施。事例検討会の一般参加者は81名。昨年は事例検討会を年4回実施し支援の質の向上に努めてきた。今後見直しについて検討中。

・資料14ページ <4> 「13. 診療の場の確保」

診療人数は友愛のさと診療所41, 585人、子どものこころの診療所26, 297人。子どものこころの診療所については4月から2か月間程医師の異動に伴う引継ぎに伴い、初診診療を休止していたため。

○事務局

・資料5ページ <1> 「1. 1歳6か月児健康診査の充実」

資料のエジンバラ産後うつ病質問票の実施の部分で、産婦健康診査の実施人数を6, 164人から5, 492人に訂正していただきたい。

令和元年度の発達障害疑い児の割合は17.9%発達支援広場に紹介するにあたり、写真などの媒体を用い対象者へ紹介しスムーズな利用につなげている。

今後、発達障害疑い児のスクリーニング精度を上げるため1歳6か月児健診票を見直す。新型コロナウイルス感染拡大防止のため4月から8月末まで集団健診を休止しており、その間の対象者は7月から医療機関で個別健診として受診する。小児科医師から発達障害のスクリーニングに対して助言をいただき、新たに保護者の困り感の質問項目をアンケートに追加しフォロー体制を見直した。集団健診は9月から再開予定だが、今回個別健診で追加した質問項目を含め集団の健診票も見直し、スクリーニングの精度を上げる。

・資料7ページ <2> 「3. はますくファイルの活用 母子保健事業での活用」

母子健康手帳交付時に全ての妊婦に配布しており、令和元年度は5, 870人に配布。こんにちは赤ちゃん、1歳6か月児健診、3歳児健診での活用に加え、1歳6か月児健診事後教室や心理相談、ことばの相談等についても活用を始めており、今後母子保健事業で広く活用する。

○事務局

・資料15ページ <5> 「1. 就労定着支援の充実」

18ページの38、39の人数の部分ですが、38の項目は、344人を141人に、39の項目は、562人を149人に訂正をお願いしたい。

障害者就労に関する制度や施設を紹介するチラシを公立・私立中学校等を中心に配架した。今後も引き続き個別のケースに合った支援を行う。

・資料16ページ <6> 「1. 企業への啓発」

企業への定着支援は460件で、ほぼ例年通り。障害者のセミナーは令和2年度は形態をウェブセミナーに変え実施予定。

○事務局

・資料10ページ <3> 「9. 放課後児童会支援員等研修」

研修会を2回開催し実参加人数90人、延べで97人参加。昨年度は3つの研修テーマのうちのひとつを発達障害に関するテーマとしたので例年に比べて参加人数が少ない。

・資料12ページ <4> 「6. 放課後児童会発達障害児の受入」

290人が入会した。令和2年度も引き続き受け入れる。

○教育委員会 指導課 教育総合支援センター

・資料7ページ <2> 「5. 個別の教育支援計画・指導計画の活用」

通常の学級の95%。今後、コーディネーターの育成が課題。（冊子資料も訂正お願いします）

・資料8ページ <2> 「6. 就学教育相談の充実」

就学教育相談実施件数として年長が757名、児童が709名の合計1, 466名で前年度

から合計で146名増加。これに対し保護者対象のガイダンスとして、南、東、西、北、浜北の5会場でガイダンスを実施し、合計250名の保護者が参加した。

・資料8ページ <2> つながりある支援 「7. 移行期の連携」

「サポートかけはしシート」の引継ぎ実績は、66校205名。児童発達支援事業所を利用している幼児について「サポートかけはしシート」を利用して「個別の教育支援計画」を作成する学校が増えた。

・「8. 小1プロブレム」

小学校不適応状態の1年生について、発達支援グループ指導主事、特別支援学校教員、巡回相談員等が、15回巡回指導を行った。

・「9. インクルーシブ教育システムの構築」

発達支援学級の新設校として令和元年度13学級。

・資料10ページ <3> 「7. スクールカウンセラー研修」

実施回数2回、参加人数395人。スクールカウンセラーの資質向上のための研修会を更に充実させていくことが課題。スクールソーシャルワーカーと連携し、スクールカウンセラーだけでは対応困難な事案についても対処できるような形を進めている。

・資料12ページ <4> 「7. 発達支援教室（発達支援教育指導員の配置）」

利用者数 小学校 826人、中学校 413人。設置学校数は小学校61校、中学校31校に配置。発達支援教育コーディネーターの発達支援教育の活用について、更に研修を深め充実を図ることが課題。

・「8. LD等通級指導教室」

小学校7校13教室、通級児童数260人 中学校3校5教室、通級生徒数76人。神久呂小学校ではサテライト方式を試行的に実施した結果、広範囲な地域の通級指導ができています。この方式についてさらに検討を進める。

○発達相談支援センター「ルピロ」令和元年度実績報告

・資料19ページ

相談支援の総数は5,475件。

普及啓発活動として、令和元年度も浜松医大や成人の当事者会と共同で講演会を実施した。

また、11月には市内の6つの親の会と共同で講演会を実施し、87名参加。

研修事業は公立保育園を対象とした基幹的職員研修を再開した。

ペアレントプログラム事業を市内公立幼稚園2か所、私立幼稚園1か所、区の保健福祉センター1か所で実施した。実績22回は、3月に実施する予定だった2回分が新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防により未実施のため。2回分は令和2年度中に実施予定。保育者や保健師など支援者も参加して一緒に研修を受けいづれ支援者自身もペアレントプログラムが実施できるよう学んでいる。

機関コンサルテーションは、関係機関との関係ができつつあることもあり平成30年度にくらべ件数が87件と大幅に増えています。

子育て支援ひろばへの技術支援はプログラムBへの支援であり、各会場の活動において支援の均一化が図られてきたため市内8か所の会場のうち6か所に年2回、2か所に年3回実施。

通訳支援について、ルピロではポルトガル語の通訳を配置。令和元年度から週3日の勤務となり回数が減少しました。

令和2年度の活動計画として、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、市民向け講演会をウェブで開催することを検討中です。また、保育者研修会では民間保育園、認定こども園、私立幼稚園、認証保育所、小規模保育所向けの研修会を開始し応募者が大幅に上回ったため、回数、定員ともに増やして対応している。

○質疑・協議

(委員長)

ルピロのペアレントプログラムで2週間おきに6回で途中で受講もれになってしまう方はい

ないか。

⇒ (委員)

ペアレントプログラムの構造として、欠席者については補習を行うように設定している。
ドロップアウトというのは今まで数年やってきた中では数名程度。

(1) 個別の教育支援計画の作成

(副委員長)

学校で作成した個別の支援計画を、放課後等デイサービスの計画相談を作成する際に参考にすることは、個人情報保護の観点から問題ないか。

⇒ (事務局)

計画相談に入る前に必ずサービス担当会議が開かれていると思われ、それが一応計画相談の中で謳われているのでそこで個人情報の取り扱いについて了解を得られていると考えている。
これは特別支援学校だけではなく小中学校の方も同様という認識である。

(委員)

教育支援計画は学校と保護者と共有して、児に対して配慮が必要かどうかという計画を立てている。

特別支援学校に在籍の児は、保護者の児の状態についての理解と受容があり意識が高い印象。それに対し小中学校の通常級に在籍している児については、認めにくさがあり、家庭によっては一緒に作ることは難しい印象がある。しかし教育支援計画は児に関わるいろいろな機関が共に作っていくものなので、基本的には保護者の同意があれば放課後等デイサービスの職員と共有することは問題がなく、必要な配慮や児の課題等について建設的なやりとりができるツールになると考えている。

(2) 小1プロブレムの課題

(委員)

小1プロブレムの課題としてどのような内容が抽出されているか。相談の現場としては、読めない児童が増加しており、後々の不適應にもつながるので、大きな課題と感じている。小学校ではどの程度読みの調査を行っているか。MIMのアセスメントテストはぜひ全校で実施してほしい。

⇒ (事務局)

通級指導教室の通級に繋げる前の段階の調査は実際行っていないが、課題として認識はしており、学校の方でMIMについての研修は昨年度、今年度併せてやっている学校が数校ある。研修成果をみて今後の方向性を検討していきたい。

(委員長)

事例として、学習障害で苦手と得意なことの差が大きく、普通級で苦勞している児もいる。普通級だと、本人ががんばっていても、LDの支援が行き届かず、タブレット教材の使用などの工夫でずいぶん助けになるのに認められないことがある。ぜひ、積極的に検討いただきたい。

(3) 余暇支援事業（地域活動支援センター）の利用者数の確認

(委員)

利用者人数のうち、発達障害の方がどの程度利用しているか、内訳を次回教えてほしい。

(4) 地域協議会のあり方

(委員)

本協議会のゴールはどこにあるのか。どのような指標をみれば協議が役に立ったと言えるのか。

雇用の現場として、グレーゾーンの人たちが支援から取り残されるのを感じる。手帳を持っていない人は一般の人と比較されてしまう。どう拾い上げ、支援していくか、議論した方がよ

いのではないか。委員にも、事務局にも意見を聞きたい。

(委員長)

個人の支援ということならば、幼少期から途切れのない支援の結果、就労しているとか引きこもらず済んでいるというところが長い目でみればそれが一つの成果ではないかと考えている。また地域としては、新しい問題が当然でてくるので引き継いでいくなり一時期分科会形式で行ったりしてきた。協議することがないというのがどこからになるかは難しい問題と思う。その時期、段階において違う形で問題が起こるかもしれないという意識で私はいる。

(委員)

合併の頃の事業すり合わせの頃から、就学前の発達障害児への支援は切れ目なく、サービスも充実してきていると感じる。しかし義務教育を卒業してからの支援が希薄である。

浜松市のサービスは、他の市町を見ても進んでいると思うが、どこまでいけばゴールなのか、ということについては、委員皆さんの合意で話し合った結果、足りないことについて取り組んでいくしかない。

障害福祉のサービスとしても、雇用の場面などで精神障害とは別のものとして発達障害が扱われるようになったが、発達障害について、通常級の中でも特別支援教育をやることの実現というと、まだまだではないかと思う。

⇒ (事務局)

本協議会は発達障害者支援法に基づいて設置しなければならない協議会であり、ある目的が達成されたら終わりというものではないという認識である。その都度課題は移り変わるが、体制整備というのが根本的な目的としてある。委員の皆様方も2年の任期で自分なりの目的が達成されたら次の方の新しい視点に譲るということで、2年間という任期の中で専門的な見地からご意見を交わしていただければと考えている。

(5) 就学教育相談の充実

(委員)

就学についてのガイダンスはわかりやすい内容だが、今年度はコロナ対策ですべて中止になってしまったというのは残念。ホームページでの公開やウェブセミナーなど、一方的な情報提供でもいいので、必要な方が内容を閲覧できるようにしてほしい。

(6) 性の問題の取扱い

(委員)

思春期の性教育について、発達障害のある児への説明の仕方など個別の対応が必要になるが保護者からは話すのが難しい。保護者の相談先として、主に取り組んでくれる課はどこか。

⇒ (事務局)

思春期教室につきましては、当課で中学校2年生の子を対象に実施している。養護教諭とも調整している。発達に特化した形では実施していないが、特別支援学校から性教育の依頼があれば保健師が外向き実施している。今後も学校と連携して児に合った教育、講座を進めていきたいと考えている。

(委員)

健康増進課と協力しながら取り組んでいきたい。

(7) 関係機関・専門職として警察の意見・取り組みについても聞きたい。

(委員)

発達障害者は、トラブルでも交通事故でも、警察官からの事情聴取の場面でうまくコミュニケーションがとれないために不利な立場に立たされることがある。

警察は発達障害者へどのような対応をしているのか、知りたい。

(委員)

これまでの協議の中で合意形成の困難な事例という言葉があったが、常に課題として残っている。関係機関を含むセーフティネットをどう機能させていくのか、という問題につながる。本協議会は浜松市の発達障害支援の体制整備が大きな目的であるが、例えば県警の方に同席い

ただくなり、部会で取り出して協議するなり、合意形成が難しいケースを病院などにつなぐ、また支援する行政のエリアを超えるケースの方向性を考えていく必要がある。

⇒ (委員)

県警の方で発達障害に関する研修というのはもうすでに何年にもわたって継続して行われている。確か浜松医大の精神科が担っていた。

(8) 各事業の評価の項目について

(委員)

生まれる前から学校にあがるまでの支援のつながりが見えるようになってきたが、入学後、成人までが、実態と支援の形が見えないと感じる。「発達支援学級」と「発達支援教室」の役割や位置づけはどのようにされているのか知りたい。特に学齢期になってからは福祉と教育、医療それから家庭が連携するというのが大事なテーマだが、なかなか具体的に組み合わせさせていけないことを感じている。

その中の一つに不登校児の実態や、それも義務教育修了時には誰にも見えなくなってしまう現状があるので、義務教育修了時に選択する進路や、教諭の気にかかることがどういう状態でその時あるのか、把握できるような仕組みができるとよいと思う。

⇒ (事務局)

「発達支援教室」というのは簡単に言うと発達障害を持っている、それに類するものでなかなか教室の中で落ち着いてできなかつたりする児を教員免許を持った支援員が1日4時間、お昼くらいまで午前中取り出して学習の補充あるいは行動面の表れがある場合にクールダウンさせるということで発達障害のお子さんへの対応のために作られてきたもの。これについては全校配置に向けて毎年小学校、中学校併せて5校ずつ増設をしており60%を超えた。

(委員)

事務局、関係機関ともに努力をしているが、発達障害児の状況が改善していることが見えにくい。例えば、1歳半健診で17~18%くらい発見されてその後、どのくらいの子が通常級で過ごしているのか、病院をどのくらい受診しているのか等。発達障害は治すというよりは二次障害をどのくらい起こさないようにするのが課題になっていて、幸せな発達障害児を育てていくというのも目標の一つ。この指標が支援の効果を見やすくするものになるよう、全国を探して、現実的な取り組みをしているところを参考に検討することが支援者のエンパワメントにつながるのではないかと思う。

(9) 発達支援広場利用児のその後の経過について

(委員)

初期の発達支援広場に参加していた児が今どうなっているのか、それぞれの経過を追ってみていくことで、支援内容についても、見直しができるのではないか。

(委員長)

経時的な視点でのその個人の生き立ちや、変化が見えるデータがあると良い。制度が変更になっていなければ、スクールソーシャルワーカーは学校から要請がなければ派遣されないが、それよりも巡回のように定期的に回って相談しやすい体制があるとよい。

次第6. 報告 発達支援広場部会

(委員)

1. 発達支援広場について

① 参加人数と会場配置の妥当性について

今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止策として各会場の広さに応じて人数を半減し距離を保つ工夫を行ったが、来年度以降も効果的な支援となるよう、適切な参加人数を保つとよい。そのため、会場を1ヶ所以上増やす必要があるが、人口比率で必要な地域に配置してほしい。

② センター型と施設型のあり方について

施設型はプログラム内容によって実費分の自己負担があるが、経済的な理由で支援から漏

れることがないよう、実費も含めて行政で負担することはできないか。

施設型には医師とルピロスタッフが従事しておらず、並列であるはずの両者に従事するスタッフの職種で支援に差がでてしまうことは望ましくない。施設型にもルピロスタッフが従事してほしい。また定期的に地域の保健師と情報交換するなど、切れ目のない支援を行ってほしい。

3. (←資料1内の番号表記) 発達支援広場につながらなかった親子の支援

①児童発達支援について

児童発達支援の受け入れ先施設がまだまだ少ない。徐々に増えつつあるが、プログラムの工夫もなく、実施している療育の内容に差がある状況。施設により、サービス内容の偏りが生じないよう、各事業所の実態を把握し、新規開業時には地域独自の基準を設けるなど、療育の質を維持してほしい。

②児童発達支援事業等適用に係る意見書の取扱いについて

児童発達支援のサービスを利用するため、区役所に受給者証の申請をする際、医師の意見書が必要になる。従来の様式は診断名や必要な支援の内容まで詳細に記載しなければならず、医師にとって負担となっている。また、意見書の取得時期が遅れることで、療育を適切な時期に受ける機会を逃すことは望ましくない。

該当箇所には○をつけるなど、様式の簡略化や発達支援広場等からの情報提供書や、保健師の紹介状等により児の状況を伝え、医師の意見を添えるという形での取扱いを希望する。

③保育所等巡回支援事業について

巡回支援事業で、今まで支援につながらず来た児をもらさずピックアップしてほしい。事業の拡大を図り、委託事業者を増やす場合には、研修等でアセスメントを統一するなど、支援内容の質を保つ工夫が必要。

巡回支援を受け入れない園に対しては、発達障害児を受け入れるため園に支給される補助金と巡回支援事業をタイアップするなど、園のメリットにつなげられる仕組みがあるとよい。

2. (←資料1内の番号表記) 保健師の親子支援について

出生数は減少しているが、発達支援の必要な児は増えている。また1例1例の状態が重くなっている。また、就学前に支援にまったくつながらない児が医療受診してくることもあり、深刻な状況。

保健師の重要な役割として保護者が児の特性を受容し療育の利用に前向きになれるよう、親子に寄り添った丁寧な支援をしてほしい。

次第7. 閉会

○司会より

貴重なご意見を数多く寄せていただき、事務局、各課にて今後の事業の取組の参考にさせていただきます。本協議会の第2回は、来年1月の下旬から2月の下旬の開催を予定している。